

個人情報保護審議会（第 107 回）会議録

1 会議の日時及び場所

(1) 日時

平成 21 年 2 月 19 日（木）午前 10 時 00 分から 12 時 15 分まで

(2) 場所

神戸市中央区下山手通 4 丁目 16 番 3 号

兵庫県民会館 301 会議室

2 出席及び欠席委員の氏名

(1) 出席委員

山下 淳	赤坂 正浩	藪野 正昭	佐々木 典子
桜間 裕章	山添 令子		

(2) 欠席委員

宮内 俊江

3 意見又は説明を述べるために出席した者の職及び氏名

（教育委員会事務局教職員課）

副課長 崎濱 昭彦 課長補佐兼制度・免許係長 井奥 利也

主任 谷口 知志

4 職務のために出席した庶務を行う職員の職及び氏名（事務局）

県民情報センター室長 浜田 充啓 主幹兼個人情報・行政手続係長 四方 弘道

県民情報センター 高橋 哲也 県民情報センター 小田 涼子

5 会議に付した案件の名称

(1) 調査審議事項

ア 資問受付番号 20 - 10 号 オンライン結合による提供の制限の例外の件

【教員免許管理システムの件】

6 議事の要旨

(1) 資問受付番号 20 - 10 号 オンライン結合による提供の制限の例外の件【教員免許管理システムの件】

事務局：従来の制度では、いったん教育職員の免許状を授与したら無期限で有効だった。しかし、教育職員免許法が改正され、平成 21 年 4 月からは原則 10 年の有効期限が設けられ、更新申請が必要になった。この事務を適正かつ円滑に処理するため、各都道府県教委が共同でデータセンターを設けて原簿情報を共有しようとしている。

この案件について、実施機関からはオンライン提供の諮詢だけが提出され

ているが、県民情報センターとしては、さらに収集の制限（本人収集の原則）の例外と、利用・提供の制限の例外についても諮詢が必要と考えている。本日は、収集と提供について諮詢しない理由も含めて実施機関に説明していくだく。

教育委員会事務局教職員課入室

実施機関から資料に基づいて説明がなされた。

質疑応答

委 員：免許状の更新手続は本人申請により開始される。申請時の添付書類として免許状の写しを添付すれば十分ではないか。なぜ予め原簿情報を共有しておく必要があるのか。

教職員課：実態として1人が複数の免許状を保有していることが多いが、本人の申請内容のみに頼ると申請漏れの免許状が出て、更新手続が適正に行われなくなるおそれがある。資料5をご覧ください。

制度改正前の旧免許状については、本人の生年月日を基準として、各人が保有しているすべての免許状の有効期限が一律に定められる。申請漏れがあった場合でも法的には免許状が無効になるわけではないが、原簿の情報を更新することができず、法的効果と事務処理の実態に齟齬が生じる。

新免許状の場合、各免許状に有効期限が記載されているが、法的に正しい有効期限は各人が保有する免許状のうち最も遅く期限が到来するものに揃えられることになっている。したがって、直近に取得した免許状の更新申請が漏れていると、法的な有効期限が到来するずっと前、更新手続すべき期間外に更新手続をしてしまい、更新処理が無効になるおそれがある。

これを防ぐためには、更新申請があったときにはいつでも全都道府県の原簿情報を確認し、申請者が全部でいくつの免許状を持っているのかを確認できるようにすることが不可欠である。

委 員：本件システムを導入して検索した結果、更新申請漏れが見つかった場合はどうするのか。

教職員課：本人に連絡して補正させる。原簿には個人特定情報としては氏名、生年月日、本籍地（都道府県）しか記載されておらず、本人を特定しきれないでの、検索結果を本人に伝えて確認を求めることが必要。

委 員：旧免許状について、更新申請を全くしなかったらどうなるのか。

教職員課：現職教員の場合、当人が保有するすべての免許状が失効する。ペーパーティーチャーの場合、免許状が失効するわけではないが、そのままでは教壇に立てなくなる。

委 員：本件システム自体は、どこが作っているのか。

教職員課：当初は文部科学省だったが、平成19年度からは47都道府県が国庫補助を受けて開発を進めている。

委 員：教育職員免許法は、事前に申請者が保有するすべての免許状を確認しなさいと言っているのか。

教職員課：法律には、免許状の有効期間は原則 10 年であるが（法 9 条の 2 第 4 項）複数の免許状を有する者の免許状の有効期間は「有効期間の満了の日のうち最も遅い日までとする（法 9 条 5 項）」旨規定されている。法的に正しい有効期限を算出するためには、申請者が保有するすべての免許状を確認しなければならないので、明文規定はないものの、間接的にはすべての免許状を確認するよう法律で求められていると理解している。

委 員：現行法で免許状の失効、取上げの事務はどのようにしているか。

教職員課：事務は免許管理者が行っている。対象者が保有しているすべての免許状を失効等させる必要があるので、免許管理者は、すべての都道府県教委に文書で照会してから、失効等の手続をしている。失効等の手続をしたら、官報で公告する。

委 員：近隣の都道府県では諮詢しているのか。

教職員課：和歌山は諮詢しておらず、大阪はオンライン提供のみ諮詢したようである。

事 務 局：都道府県毎に条例の規定や解釈が異なるので、単純には比較できない。

教職員課退室

委 員：免許更新制度は、法律上は申請主義。添付書類でもって判断するのが原則である。申請漏れがあったときは事後的に追完するか失効ということになる。申請漏れによる不利益は申請者自身が負う。法律上はそういうシステムを前提にしていると解釈せざるをえない。

本件システムが必要な事情は理解できるが、それは法律が予定しているのではなくて、申請者のリスクを軽減する行政上のサービスと捉えるべき。他の許認可では、そんなに親切ではない。

委 員：免許更新について申請漏れがあっても、後から追完できるのではないか。実害はどれくらいあるのか。

委 員：オンライン提供だけ答申を出しても意味がないのでは。他方で、審議会が実施機関に諮詢を出しなさいと意見するのもおかしいのでは。

事 務 局：答申という形でなくても、別に意見書を出すということも考えられる。

委 員：本件のオンライン提供の諮詢については、その前提になる利用・提供の諮詢がない以上、認める答申を出しにくい。本件諮詢の取扱いについては次回検討するとして、まずは、今回の議論を踏まえて審議会の意見をペーパーにまとめてほしい。

7 会議に付した資料

個人情報保護審議会（第 107 回）資料